

がんばる 中小企業者を「応援」します!

固商工課 43-9242

中小企業振興条例に基づく助成制度をご利用ください

市ホームページ内で「中小企業助成制度」を検索

助成の種類	対象事業	助成内容(限度額)
高度化事業に対する助成	工場や店舗などの集団化事業や、共同施設設置事業などの事業で、県から高度化資金の貸し付けを受けて行う事業	県から貸し付けを受けた高度化資金の5/100に相当する額以内(限度額1億5,000万円)
共同施設設置事業に対する助成	県から高度化資金の貸し付けを受けない生産・加工・販売・購買・保管など、組合員の事業に関する共同施設設置事業(施設の新設、増設、更新、改修)で、総事業費1,000万円以上のもの	共同施設の新設、増設、更新、改修に要した経費の20/100に相当する額以内(限度額3,000万円)
指定地域内への工場などの設置に対する助成	桔梗野工業団地、八戸北インター工業団地内で、市の施策に応じて市長が定める期間内に工場・作業場を新設、移設または増設する事業	土地建物および固定された設備に対する固定資産税額の50/100に相当する額以内を3か年にわたり助成(単年度の限度額は300万円)
新事業活動に対する助成	新商品・新役務の開発・生産・提供、商品の新たな生産または販売方法の導入、その他新たな事業活動	新事業活動に要する経費のうち、市長が認める額の50/100に相当する額以内(限度額:経営革新認定事業または事業承継などを契機に実施する事業300万円、その他の事業:200万円)
技能者養成に対する助成	職業能力開発促進法により認定を受け、職業訓練を行った中小企業者・中小企業団体または職業訓練法人	1認定施設当たり年間30万円に、訓練生1人あたり3,000円に訓練生数を乗じて得た額を合算した額(1施設当たりの限度額は70万円)

「先端設備等導入計画」の認定申請を受け付けています

市ホームページ内で「先端設備等導入計画」を検索

中小企業者が、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等※を導入する計画を策定し、市の導入促進基本計画などに合致する場合に認定を受けることができます。

市の認定を受けた事業者は、一定の要件を満たした場合、令和4年度末までに取得した設備の固定資産税が特例により3年間ゼロになります。

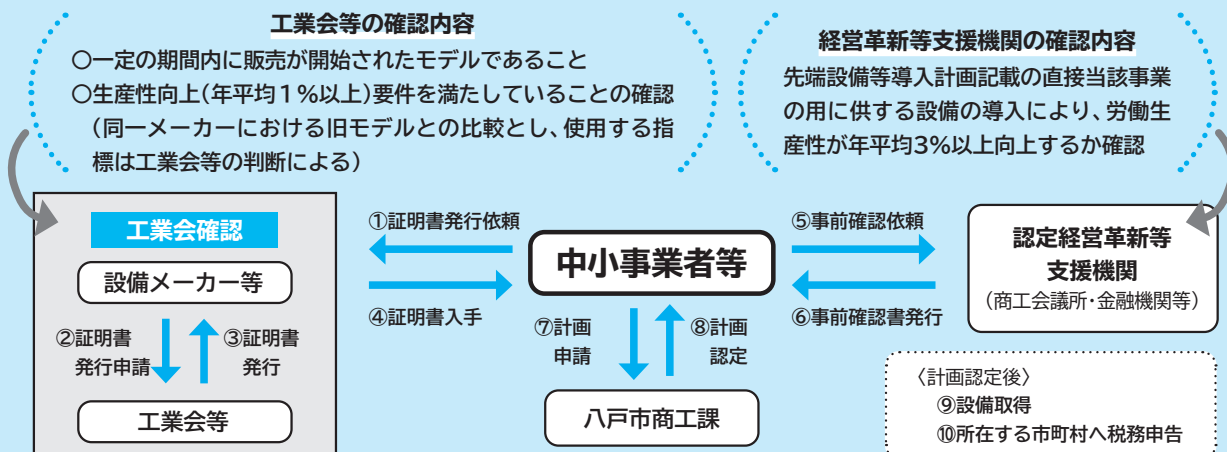
※先端設備等とは、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動に直接供される機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、構築物、事業用家屋をいいます。

対象 中小企業等経営強化法第2条第1項の規定で定められた中小企業者(業種により資本金額や従業員による要件あり)

受付場所 商工課

※制度の詳細については中小企業庁ホームページを、手続・申請様式については市ホームページをご覧ください。

先端設備等導入計画の認定および固定資産税の特例の流れ



※固定資産税の特例を希望せず、先端設備等導入計画の認定のみ希望する場合は、工業会の証明書の取得(上記①~④)は不要です。

※先端設備等は、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。